在 来 工 法 に よ る
木造住宅耐震診断についてご案内

一般社団法人富山県建築士事務所協会

令和６年１月１日に能登半島地震が発生しました。昭和 56 年 5 月以前に建築された耐震化されていない家屋が多く存在し、家屋が倒壊するなど多くの犠牲者が出ました。

平成７年１月１７日に発生した阪神・淡路大震災では、６千人を超える犠牲者の８割以上が倒壊家屋による圧死であると言われており、既存木造住宅の耐震性の向上は、地震対策上欠くべからざることですが、残念ながら遅々として進展しないのが現状です。

このようなことから、富山県では、震災に強いまちづくりを促進するため、一戸建ての木造住宅の耐震診断を実施する場合に、その費用の一部を助成する支援事業を実施しています。

本協会は、これまでこの耐震診断支援業務の実施機関として、協力させていただいています。

つきましては、是非この機会に我が家の地震に対する強さを診断されることをお勧めいたします。

耐震診断費用の個人負担額は、

◎延べ面積が 280 ㎡以下の場合

図面が　ある場合 …… ２，０００ 円

ない場合 …… ４，０００ 円

◎延べ面積が 280 ㎡超の場合

図面が　ある場合 …… ３，０００ 円

ない場合 …… ６，０００ 円　　です。

お申込み用紙については裏をご覧ください。不明な点は、当協会事務局におたずねください。

（ＴＥＬ　０７６－４４２－１１３５）

（一社）富山県建築士事務所協会　宛　　FAX 076－442－1180
〒930-0094　富山市安住町 7－1　　TEL 076－442－1135

木造住宅耐震診断申込書

まず、次のことをご確認ください。

□	建設時期等	□ 着工が昭和 56 年 5 月 31 日以前のもの （昭和 56 年 6 月 1 日以後の増築部分がある場合は、その部分が全体の半分未満であるもの） 又は □ 令和6年能登半島地震において被災し、罹災証明（準半壊以上、または一部損壊の内、市町村が認めたもの）を受けたもの
□	構造	在来構法による木造
□	階数	平屋 又は 2 階建てのもの
□	建て方	一戸建て住宅
□	用途	併用部分（店舗・作業場等）がある場合は その部分が全体の半分未満である
□	適法性	違法建築物ではないもの

すべての項目にあてはまる建物は「富山県木造住宅耐震診断支援事業」の対象となりますので、診断をご希望の方は、下記の必要事項を記入し、ファックス又は郵送で、お申込みください。

お名前	
診断する住宅の所有者	□ 申込者と同じ □ その他（　　）
診断する住宅のご住所	（〒　　－　　）
お電話番号	
連絡先電話番号	昼間、こちらから連絡をとれる番号をお願いします。